

第3回那覇地方裁判所委員会結果概要

1 日時 平成16年10月25日（月）午後1時30分～午後4時30分

2 場所 那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順），

沖縄弁護士会副会長：阿波連光，沖縄県医師会理事：稻田隆司，沖縄国際大学総合文化学部教授
：大城朋子，那覇地方検察庁次席検事：川見裕之，琉球大学法科大学院法務研究科長（教授）：島袋
鉄男，沖縄県司法書士会常任理事：染矢弘芳，那覇地方裁判所長：濱崎 裕（議長），（株）沖縄タイム
ス論説委員：平良 武，琉球新報社論説委員：仲田清善，那覇地方裁判所判事：横田信之，那覇市
市民文化部長：饒平名知孝（なお，那覇青年会議所直前理事長金城に及び県女性相談所長黒木美智の両委員は欠席）

4 意見交換結果要旨（●：議長，○：委員，■事務局）

テーマ【裁判員制度】

○：裁判員からの辞退は認められるか。

●：例外事由に当たらない限り，原則として辞退は認められない。出頭しなかったり虚偽の事由を申し立てると罰則の適用もある。

○：裁判員になることによって事件やトラブルに巻き込まれることはないか。現実には裁判官がそのような目に遭ったことはないか。

○：刑事事件で現実にはそのような目に遭ったことはない。

○：会社経営者や個人自営業者，医療従事者等で，重要な取引や個人事業，手術のためにどうしても辞退せざるを得ない場合でも，やはり裁判員からの辞退は認められないのか。

○：裁判員となることによって失うものの重要性や切実性によって，個別判断されることになると思われる。単に仕事が大変だから，忙しいのでといった事情では認められない。

○：裁判員制度導入には物的にも人的にも十分な準備が必要だと思われる。職員の増員や予算的な措置は十分に図られるのか。

●：それはこれから検討されるべき問題であり，それなりの措置は講じられるだろう。

○：素人にも分かりやすく裁判手続について教えていただけるのか。

○：裁判所から法律的な知識がなくとも大丈夫のようにやさしく説明するつもりである。

○：裁判員が裁判手続に関与するのは，誤審を減らすためか。

○：誤審を減らすという観点から設けられた制度ではなく，より国民の意思に近い判断がされるのではないかとか，より事実を多面的に見ることができるのではないかという観点から設けられたものであろう。また，導入することにより，より国民に納得を得やすい常識的な見方というものが裁判手続の中に現れてくるのではないかということも期待されているのだと思う。

○：裁判員法67条1項は，「裁判員の関与する判断は，構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。」旨定めているが，構成裁判官は3人で，裁判員は6人いるから，裁判員が1人も賛成しない意見は，そもそも過半数となることはないはずである。そうすると，この

定めのうち「裁判員の意見を含む」という部分は意味がないことになるのではないか。

●：司法制度改革審議会意見書で、「少なくとも、裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定（有罪の判定など）をすることはできないようにすべきである。」と述べられているので、その趣旨、理念を踏まえて置かれた規定なのではないか。

○：この制度が定着するには、やはり小さい時からの司法教育も大切だと思う。国会議員を選ぶことや、司法に対して国民として関わっていくことは、国政に自分たちが主体的に参加することなのである。私たちの民主主義の一つの在り方として、裁判員制度が日本の社会に根付いていくことは大切なことであり、裁判員制度に対する見方についても、国民の意識を変えていかないといけないと思う。

○：先日、裁判傍聴をした。事件は恐喝であったが、被告人は若者であった。動機は金銭目的ではなく、単に暴力を振るうこと自体が目的の事件であった。このような事件に接すると、裁判員に自分になった場合にどう判断するのか、大変迷うだろうと思った。現実の事件を前にした場合に、責任を持って妥当な量刑が下せるのか難しい。

●：裁判の内容自体は理解できたか。

○：その点は問題はなかった。ただ裁判傍聴は、一般の人でもしておくことが大切だと思うので、開廷のスケジュールが広く一般の方にも周知できるようにしてほしい。

●：検察庁や弁護士会で裁判員制度の実施に向けて、何か取り組まれていることはあるか。

○：現時点では、裁判員制度実施に向けた対内的な態勢作り、及び広報の在り方についての問題点を洗い出して検討しているところである。

○：裁判員の負担を軽減しつつ、事件を充実化し、迅速化し、なおかつ分かりやすい立証活動をしていかなければならない。そういう意味では無用に長い証人尋問は相当でなく、争点を絞ってビジュアルに訴えるような立証活動が必要になるだろうと思う。

○：今後は公判だけを担当する検事を置く必要が出てくるかもしれない。対外的には裁判員制度のイメージを国民に周知する段階であるが、そのためにも今後は法曹三者が協力しあってビジュアルも含めた形での裁判員裁判のイメージ作りができればよいと思う。

○：ある県では確か、法曹三者が寸劇を行って、裁判員模擬裁判を行ったとも聞いている。大変苦勞したとの話を聞いているが、このような活動も今後は必要になるだろう。

●：確かに労力がかかるかもしれないが、国民への周知という意味では価値のあることだと思う。裁判員模擬裁判を初めから終わりまでやるとなると大変であるが、例えば、証人尋問部分については予めビデオ化してそれを上映し、評決部分についてのみ実施するような形もありうる。当庁でもできることがないか検討してみたいと思っている。

○：司法制度や法律的なものの考え方も、学校教育の早い段階から、社会常識を付与する一環として取り入れることもよいのかもしれない。

○：裁判官から寄稿された論説にも裁判員制度の問題点が上げられていたが、新聞社としても、裁判員制度を浸透させるための記事を書くにはまだ具体的なイメージが湧かない。

●：市町村の方ではどうお考えか。

○：具体的な方法論としてはまだ何も思いつかない。職員としてもまだどのような制度かも分からな

いというのが実情だと思う。そういう意味では、出張講演をされたり、ホームページでのビジュアルな紹介をされたりしてはどうかと思う。具体的に市町村に対して協力のお願があれば、積極的に対応したいと考えている。

○：裁判員を選挙人名簿から選ぶということだが、一箇所に偏るということはないか。

●：基本的には各市町村の人口比も勘案されて選出されると思うので、一地域に特に偏ることはないと思う。

○：自分が裁判員になってトラブルに巻き込まれないかというのが素直な感想である。例えば、裁判員となった場合には裁判員相互で自己紹介とかするのか。

○：普通はしないと思う。どこの誰かは分からないような形で行うはずである。裁判所側は分かるにしても、裁判員相互が名前を名乗る必要もない。

■：2年程前にアメリカに留学した際に、ニューヨークで陪審裁判を傍聴したが、いずれも、公判においては名前を名乗ったりはしていなかったし、その点は裁判長も注意を払っていた。お互いのプライバシーに関することについては聞いてもいけないし、言わないようにと告知していた。

●：裁判所としては、先ずこの制度を国民によく知ってもらう必要がある。法曹三者としても制度周知のために協力態勢を執っていく必要があると考えている。これからはいろいろな意見を聞きながら、その使命を果たしていきたい。

5 次回の予定

(1) 日時

平成17年5月23日（月）午後1時30分から

(2) 場所

那覇地方裁判所大会議室

(3) 議題

裁判員制度について（続き）